

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年4月及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から26年3月31日まで
高校卒業後の昭和23年4月にA事業所に就職し、26年3月までB職として勤務したが、同事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立期間当時の会計事務担当者の証言等から、申立人は、申立期間において、同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、この会計事務担当者は、「A事業所では、厚生年金保険の加入については、すべての従業員について同じ取扱いを行っていた。このため、申立人は、同事業所が適用事業所であった昭和23年6月29日まで厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていたと考えられる。」と証言している上、同担当者が記憶する当時の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている厚生年金保険被保険者数がおおむね一致しており、当時、A事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和23年4月1日から同年6月29日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当時の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和23年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和23年6月30日から26年3月31日までの期間については、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない上、その後継の事業所も申立期間当時の関係資料を保存していないため、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が昭和23年6月30日から26年3月31日までの厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和23年6月30日から26年3月31日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年6月21日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月21日から同年7月11日まで

昭和34年4月にA事業所に就職し、41年6月21日に同事業所の本社からB支店に異動した。平成13年4月に同事業所（グループ事業所を含む。）を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録及び申立人の同僚の証言から、申立人は、同事業所に継続して勤務し（昭和41年6月21日にA事業所本社から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和41年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人は、平成3年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年9月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月11日から同年10月1日まで

平成3年9月にA事業所に就職し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているため、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人は、同事業所に平成3年9月26日から勤務し、同年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A事業所の当時の給与担当者（事業主の妻）は、「通常、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は採用日と同日で届け出ているが、申立人については、本来、平成3年9月26日付けで届け出るところを、誤った日（同年10月1日）で届け出たものである。」と回答している。

さらに、申立人がA事業所を退職した平成12年9月の賃金台帳から、1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立人の厚生年金保険料は、勤務した月の翌月に控除されていたことが推認できる。

また、平成3年9月の標準報酬月額については、同年10月のオンライン記録及び賃金台帳の記録（保険料控除額）から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を

提出したとしていることから、事業主が平成3年10月1日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和31年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月は7,000円に、同年3月は1万6,000円に、同年4月は1万8,000円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 1 日から同年 5 月 21 日まで

夫は、昭和31年2月から58年9月末までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険には、31年5月21日からの加入となっている。しかし、給与明細書から、昭和31年2月から同年4月までの厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、厚生年金保険の資格取得日を同年2月1日に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び同僚の証言から、申立期間について、申立人がA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和31年2月は7,000円、同年3月は1万6,000円、同年4月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無

いことから、行ったとは認められない。

岡山国民年金 事案 676

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年9月まで

妻（申立人）と私（申立人の夫）には、60歳を経過しても国民年金保険料の納付書が届き、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。妻が61歳になった日の翌日に、私が市役所で妻の国民年金の裁定請求手続を行った時、同市の職員から「いつまで国民年金保険料を払うつもりか。」と尋ねられた記憶がある。また、自宅に届いた妻のねんきん特別便の資格喪失日が誤っていることもおかしい。60歳を過ぎてからも妻の年金の裁定請求手続を行うまで国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

（注）申立ては、病気である申立人に代わって、申立人の夫が代理で行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人は病気のため事情を聴取することができない上、申立人の夫から聴取しても、当該保険料を納付したことがうかがえる証言は得られず、申立てに係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人夫婦は、60歳に到達した時点で国民年金の任意加入の手続を行っていないにもかかわらず、申立人夫婦に納付書が届き、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の夫は、自宅に届いた申立人に係る「ねんきん特別便」に記録されている国民年金の「資格を失った年月日」が平成4年10月31日となっていることが申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す根拠であると主張しているが、この「ねんきん特別便」に記録された「納付済月数」は申立人の60歳到達時までの納付月数であり、年金加入期間の月数となっている上、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格の種別は任意（平成4年10月31日取得）から強制（平成3年10月31日取得）に4

年 12 月 11 日付けで変更処理されている。このことは、申立人が昭和 36 年 4 月に国民年金に任意加入し、44 年 5 月に夫が厚生年金保険から脱退したことにより強制加入対象者に加入資格が変わったが、申立人は 60 歳を超えても任意加入から強制加入への種別変更の手続を行わないままであったため、申立人の年金の裁定請求手続が行われたことを契機に強制加入者として訂正処理が行われたものと推察され、仮に申立期間の国民年金保険料が納付されていれば、保険料が還付されているはずであるが、還付を行った記録は無いことから、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日が 4 年 10 月 31 日と記録されていることをもって申立期間の国民年金保険料が納付されたことを証明することにはならない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から4年10月まで
私と妻には60歳を経過しても国民年金保険料の納付書が届き、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。妻が61歳になった日の翌日に、私が市役所で妻の国民年金の裁定請求手続に行った時、同市の職員から「いつまで国民年金保険料を払うつもりか。」と尋ねられた記憶があり、60歳を過ぎてからも妻の年金裁定請求手続を行うまで国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は60歳に到達した平成3年*月*日に国民年金の第1号被保険者の資格を喪失し、申立期間は未加入期間と記録されているところ、それ以後も国民年金に加入するためには任意加入の手続を行う必要があるが、申立人は、その手続を行っていないと供述しており、申立期間に、国民年金に加入せず、国民年金保険料を納付していなかったと推察される。

また、申立人に届いた「ねんきん特別便」に、国民年金の「資格を失った年月日」として申立人が61歳に到達した平成4年*月*日と印字されていたものが60歳に到達した3年*月*日に訂正（手書き）されていたと主張しているが、オンライン記録には申立人が国民年金の被保険者資格を喪失したのは3年*月*日と記録され、それを訂正した記録も無く、「ねんきん特別便」に国民年金の「資格を失った年月日」を誤って4年*月*日と記載されることや社会保険事務所（当時）から手書きで訂正された「ねんきん特別便」が送付されることは考え難く、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年 9 月又は 10 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していたところ、55 年になって市役所から特例納付を勧められたので、同年 6 月ごろ、36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料として 19 万 2,000 円を銀行で納付した。

その後、再び特例納付の案内が送られてきたので、市役所に電話したところ、「今なら昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料 14 万 4,000 円を納付できる。早くしないと納付できなくなるので急いでください。」と言われたので、すぐに父親からお金を借り、言われたとおりの期間について、国民年金保険料を市役所で現金納付した。

最初に特例納付した記録は有るが、2 回目に特例納付した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市の勧奨を受けて特例納付を 2 回行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 11 月ごろに払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと考えられるところ、この時点では、申立人は 60 歳に達するまで国民年金保険料を納付しても年金受給権が発生する保険料納付済期間（25 年）を満たすことができないため、これを満たす目的で特例納付（第 3 回目）の勧奨を受け、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付したものと推察され、この特例納付により年金受給権を取得する見込みを確保した申立人が、再度、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付する合理的な理由は見当たらない。

また、上記の特例納付はその実施期間（昭和 53 年 7 月 1 日から 55 年 6 月

30日まで)が終了する2日前の55年6月28日に行われたことが市が保管する国民年金被保険者名簿から確認できるところ、申立てからするとそれ以降に特例納付の2回目の勧奨案内が行われたことになるが、特例納付(第3回目)の終了直前に市がその案内を行うとは考え難く、最初の特例納付の後に市の納付勧奨を受けて、再度、特例納付を行ったとする申立人の主張は不自然である。

さらに、特例納付により納付する保険料は先に経過した月の分から順次充当することとされているところ、申立期間直前の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料は未納とされているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 53 年 3 月まで
昭和 49 年 5 月に大学を休学して実家に帰り、家業を引き継いだ。当時、私の両親は国民年金に加入しており、私の国民年金保険料も一緒に納付してくれていたはずであるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする父親は死亡しており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 7 月に払い出されており、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の一部（昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の母親は当時のことを覚えていないと証言しているなど、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年4月から11年3月まで

平成11年3月の結婚を契機に、同年4月から、妻が私の国民年金保険料を納付し始めた。2年前までさかのぼって保険料を納付できるとして送付された納付書により、平成9年度の保険料は11年度の保険料と一緒に、10年度の保険料は12年度の保険料と一緒に、妻の現年度保険料と併せて、毎月2か月分を納付した。1回に納付した保険料額は2か月分の2万6,600円であったと記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年4月から、申立人の9年4月から10年3月までの国民年金保険料及び10年4月から11年3月までの国民年金保険料（いずれも過年度保険料）を、それぞれ、11年度及び12年度の現年度保険料の納付と並行して、申立人の妻が毎月、妻自身の現年度保険料と一緒に納付したと主張しているが、オンライン記録によると、i) 申立人の国民年金保険料が初めて納付されたのは平成11年11月であること、ii) 現年度納付したと主張する申立人の11年10月から12年3月までの期間及び13年3月の国民年金保険料は過年度納付されていること、iii) 申立人の妻の国民年金保険料が納付された日と同一日に申立人の保険料が納付されていても、納付された夫婦の保険料を充当する月がそれぞれ異なっていること（例えば、平成11年11月に夫婦の国民年金保険料が納付されているが、申立人の保険料は同年4月のものであるのに対し、申立人の妻の保険料は同年11月のものとなっている。）、iv) 平成11年度及び12年度に納付された申立人の国民年金保険料のうち、1か月分の保険料しか納付されていない月が9月あることが記録さ

れていることなど、申立内容はオンライン記録と大きく相違する上、納付状況についての申立人の妻の主張は変遷するなど、申立てに係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の記憶は曖昧である。

また、申立人の妻は、「3枚の納付書で、申立人の現年度保険料の1か月分と私の現年度保険料の1か月分及び申立人の過年度保険料の1か月分、合わせて3か月分を、毎月納付しており、3枚の納付書は同じ様式であった。」と供述しているが、当時申立人が居住していた市が作成した現年度保険料の納付書の様式は、社会保険事務所（当時）が発行する過年度保険料の納付書の様式と異なっており、申立人の主張は不自然であり、申立人の主張どおり、現年度保険料と過年度保険料を並行して納付したとは考え難い。

さらに、申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 681

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月及び同年3月

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が還付されているとの回答を受けたが、還付請求をした覚えも保険料の還付を受けた覚えもなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されたことは申立人が所持する国民年金保険料領収書により確認できるものの、申立人は、申立期間中、厚生年金保険被保険者であり、この期間の国民年金保険料を納付することはできず、この過誤納が判明した時点で納付された保険料はほかに充当できる期間も無く還付されたものであり、この還付処理自体に不自然さはない。

また、特殊台帳に、還付対象期間、還付金額、還付処理日が記載され、還付金額に誤りは無いなど、保険料還付に係る事務処理が適正に行われなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び同年7月並びに同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和42年7月及び同年8月

昭和41年10月に就職した事業所の事業主の妻から国民年金の加入を勧められ、事業主の妻が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと記憶している。国民年金保険料の納付については、給料から控除され、事業主又はその妻が納付してくれていた。

同事業所に勤務していた時期のうち、昭和41年10月から同年12月までの期間及び42年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料は納付済みとなっているが、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金の加入手続を行い保険料を納付してくれていたと主張する事業所の当時の事業主の妻は、「申立人のことは承知しているが、申立人に国民年金の加入を勧めた記憶はなく、申立人の国民年金の加入手続は行っていない上、申立人は、当事業所に勤務しておらず、当事業所が国民年金保険料を給与から控除し、納付した事実はない。」旨を証言している。

また、申立人の昭和41年10月から同年12月までの期間及び42年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料は納付済みとなっているが、申立人はこの国民年金の保険料の納付に関与していないと主張しており、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 2 月まで

国民年金の制度が創設された当初から国民年金に任意加入し、保険料は自宅を訪れる集金人（中年の女性）を通じて納付していた。

領収書がたくさんたまったことを覚えており、保険料額ははっきり覚えていないが、負担にならない金額であったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 3 月に払い出され、オンライン記録上、申立人は、同年 3 月 11 日に初めて国民年金に任意加入しているが、申立期間において国民年金の任意加入の対象者であった申立人はこの時点では、制度上、申立期間にさかのぼって国民年金に加入することができない上、申立人は申立期間において国民年金手帳が交付された記憶はなく、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳に、資格取得日は同手帳の発行日と同一の昭和 46 年 3 月 11 日と記載され、同年 2 月以前の納付記録欄に保険料の納付が不要であることを意味する斜線が引かれており、申立人は、申立期間において国民年金に加入していないことが推認できる。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の国民年金保険料の納付に関する記憶は曖昧である上、119 か月と長期に及ぶ申立期間について行政側の記録管理にミスが起り続けたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されて

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 29 日から 39 年 10 月 27 日まで
年金の受給手続のため社会保険事務所(当時)に出向いた際、申立期間について、脱退手当金が支給されていると言われたが、受け取った覚えはない上、厚生労働省のホームページに、昭和 36 年から 39 年までは、制度上、脱退手当金の支給が制限されていたと記載されており、これが支給されているはずがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 2 月 19 日に支給決定されている上、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、同被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 39 年 10 月 27 日の前後の約 2 年間に同資格を喪失した 12 人(女性)のうち、6 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、この 6 人に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、このうち、3 人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、上記 6 人については、被保険者資格の喪失日の約 3 か月ないし 9 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人の同僚が「事業所に脱退手当金の請求手続を依頼し、これを受給した。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人が主張している脱退手当金が昭和 36 年から 39 年まで支給制

限されていたとすることについて、社会保険事務局（当時）は、厚生労働省のホームページには、昭和36年の法律改正により、脱退手当金の支給を制限（各制度の加入期間を通算してそれぞれの制度から年金が支給されることになり、国民のうち大多数の者が何らかの形で年金給付の支給が受けられることとなったため）すると記載されているが、経過措置として厚生年金保険法（昭和36年法律第182号）附則第9条に、「施行日前から引き続き第2種被保険者であり、同日から起算して5年以内に被保険者の資格を喪失した者」については、従前の例により脱退手当金を支給すると規定されていることから、申立人については、当時、脱退手当金の支給は制限されていなかったことが確認できると説明している。

このほか、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 779 (事案 163 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 11 月から 6 年 4 月まで
② 平成 6 年 12 月から 7 年 9 月まで
③ 平成 7 年 9 月から同年 11 月まで
④ 平成 7 年 11 月から 8 年 8 月まで
⑤ 平成 8 年 11 月から同年 12 月まで
⑥ 平成 9 年 2 月から同年 4 月まで
⑦ 平成 9 年 5 月から同年 10 月まで
⑧ 平成 10 年 5 月から 12 年 2 月まで

申立期間①、④、⑤及び⑦においてはA事業所に、申立期間②においてはB事業所に、申立期間③においてはC事業所に、申立期間⑥においてはD事業所に、また、申立期間⑧においてはE事業所に勤務し、いずれの事業所においても正規職員として勤務しており、厚生年金保険の加入記録を認めてほしいと申立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料としてB事業所(②の期間)の当時の求人票、求人情報誌に掲載されたA事業所(①、④、⑤、⑦の期間)及びB事業所(②の期間)に係る記事及びE事業所(⑧の期間)からの給与振込みの記載のある預金通帳を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無いこと、A事業所、B事業所、C事業所、D事業所及びE事業所は、申立人に係る厚生年金保険の加入状況は不明であるが、当時、申立人は試用期間中の被雇用者であったことなどにより、申立人を厚生年金保険には加入させていなかったと回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われてい

る。

- 2 申立人は、申立期間①、④、⑤及び⑦について、厚生年金保険に加入していたことを示す新たな資料として、求人情報誌に掲載されたA事業所の求人募集に係る記事を提出しているが、同事業所の事業主は、「求人情報の記事は、当事業所が厚生年金保険の適用事業所であることを記載しているものであり、申立人を厚生年金保険に加入させていたか否かについては不明である。」と証言しており、この提出資料から、申立人が厚生年金保険被保険者として当該申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は推認できない。
- 3 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険に加入していたことを示す新たな資料として、B事業所の当時の求人票を提出しているが、同事業所の事業主は、「提出された求人票は、当事業所が厚生年金保険の適用事業所であることを記載しているものであり、申立人を厚生年金保険に加入させていたか否かについては不明である。」と証言しており、この提出資料から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は推認できない。
- 4 申立人は、申立期間⑧について、厚生年金保険に加入していたことを示す新たな資料として、E事業所からの給与振込みの記載のある預金通帳を提出しているが、この提出資料から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑧の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は推認できない。
- 5 申立期間③及び⑥については新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 8 月 22 日から 36 年 1 月 1 日まで

中学校を卒業した昭和 34 年の 4 月に A 事業所に就職し、約 2 年間勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、1 か月間しかなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間①において、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の同僚は、「申立期間当時、A 事業所においては、採用後 3 か月間くらい見習期間があり、同期間については厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している上、申立人が自分と同時期に A 事業所に就職したと主張している同僚（3 人）も、申立人と同様、就職した日の 3 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、同事業所の事業主は必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないものと推認される。

また、申立人の同僚は、申立期間②について、「申立人が A 事業所に勤務していたことは記憶しているものの、いつまで勤務していたか分からない。」と証言しており、申立人が A 事業所に勤務していた期間を推認できない。

さらに、A 事業所は既に解散しており、当時の事業主は死亡している上、関係資料も保管されておらず、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実について推認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月ごろから 39 年 10 月ごろまで
昭和 37 年 4 月ごろにA事業所に就職し、39 年 10 月ごろまで事務員として勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務したとする従業員の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立期間において、A事業所における厚生年金保険に加入している事務員(女性)はいないことが確認できるところ、上記の従業員及び申立期間前にA事業所で勤務していた事務員は、それぞれ、「当時のA事業所には、女性の事務員は常時二人いたと思う。」及び「一緒に仕事をした女性事務員は、厚生年金保険に加入していない臨時採用の者であったと記憶している。」旨を証言しており、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

また、A事業所の事業主の妻は、「事業主及び当時の役員は全員死亡し、関係書類も廃棄しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している上、申立人が同僚であったとする者からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言は得られない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 1 日から 35 年 12 月 20 日まで
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 39 年 1 月 20 日まで

申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはB事業所に勤務しており、健康保険証を持っていた記憶があり、厚生年金保険に加入していたと思うので、この期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は申立期間①において、B事業所は申立期間②において、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所の現在の事業主は、「当時の事業主は亡くなっており、申立人に係る社会保険関係の届出、保険料の控除及び勤務の実態については不明である。」と証言しているとともに、B事業所が所属していたC会は、「B事業所の事業主は亡くなっており、当会にも当時の資料は無い。」と回答している上、両事業所における申立人の当時の同僚の連絡先も不明であり、申立人の申立期間における勤務状況等について証言が得られない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで
昭和 55 年 3 月に A 事業所に採用され、B として勤務した。当時は、仕事も順調で定期的に昇給しており、退職するまで給与は一度も下がった記憶はないので、申立期間の標準報酬月額が申立期間前の月額に比べ少額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 5 月までの期間及び同年 7 月から 58 年 9 月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額と A 事業所が保管している申立人に係る所得税源泉徴収簿の社会保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致しており、57 年 6 月については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額はこの所得税源泉徴収簿上の申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間に係る申立人の標準報酬月額の記録は、さかのぼって訂正された形跡は無く、不自然さがみられない上、当時の定時決定についても正しく決定されていると推認できる。

このほか、申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から30年11月まで
昭和28年5月から30年11月までA事業所B支店に勤務し、営業を担当していたにもかかわらず、その間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が就職したとするA事業所に係る商業登記簿の取締役の氏名欄に、申立人が記憶する代表者の氏名が確認できる上、A事業所(本店)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶する同僚の名前が確認できることから申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が就職したとするA事業所B支店は厚生年金保険の適用事業所ではない上、同事業所本店も、昭和27年4月に全喪し、申立期間においては適用事業所ではない。

また、A事業所は昭和49年10月に解散しており、事業主の連絡先は不明の上、申立人が記憶している同僚にも連絡が取れないことから、申立人に係る当時の厚生年金保険の加入及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。